宮城県後期高齢者医療広域連合規則第6号(平成20年3月31日)

宮城県後期高齢者医療広域連合の負担金に関する規則

宮城県後期高齢者医療広域連合の負担金に関する規則(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は,宮城県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第 18条の規定に基づき,規約第17条第1項第1号に規定する宮城県後期高齢者医 療広域連合(以下「広域連合」という。)を組織する市町村の負担金に関し必要な 事項を定めるものとする。

(共通経費に係る負担金)

- 第2条 規約別表第2に規定する共通経費に係る負担金(以下「共通経費負担金」という。)は,広域連合長の発行する納入通知書(様式第1号)により,納入するものとする。
- 2 共通経費負担金は4期に分けて納入するものとし,各期ごとの納入通知書の発行日,納入する金額及び納期限は次のとおりとする。

区分	納入通知書の発行日	納入する金額	納期限
第1期	4月5日	共通経費負担金の総額の30%に相当する額	4月24日
第2期	6月5日	共通経費負担金の総額の30%に相当する額	6月24日
第3期	9月5日	共通経費負担金の総額の20%に相当する額	9月24日

第4期	42858	共通経費負担金の総額	4 2 8 2 4 8
	12月5日	の 2 0 % に相当する額	1 2 月 2 4 日

- 3 前項の納入通知書の発行日が宮城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例 (平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第2号)第2条第1項に規定する 休日(以下「休日」という。)に当たるときは,休日の翌日を納入通知書の発行日 とする。
- 4 第2項の納期限が休日に当たるときは、休日の前日を納期限とする。
- 5 第2項の規定にかかわらず,予算の補正その他特別な理由により共通経費負担金の額が増額されたときは,市町村は,別に共通経費負担金を納入するものとする。 この場合において,広域連合長は,別に納入する金額及び納期限を定め,納入通知 書を発行するものとする。

(平成21年3月・一部改正)

(医療給付に要する経費に係る負担金)

- 第3条 規約別表第2に規定する医療給付に要する経費に係る負担金(以下「医療給付費負担金」という。)は,広域連合長の発行する納入通知書により,納入するものとする。
- 2 医療給付費負担金は毎月概算により納入するものとし,納入する金額は広域連合 長が定める額とする。
- 3 医療給付費負担金の納入通知書は毎月1日に発行し,納期限はその月の15日と する。
- 4 前項の規定にかかわらず,4月に納入する医療給付費負担金の納入通知書は3月 31日に発行し,納期限は4月15日とする。
- 5 前 2 項の納入通知書の発行日又は納期限が休日に当たるときは、休日の前日を納入通知書の発行日又は納期限とする。

6 各年度の医療給付費負担金の額が確定したときは、翌年度において広域連合長が 発行する精算通知書(様式第2号)又は返還通知書(様式第3号)により、医療給 付費負担金を納入し、又は返還するものとする。

(平成21年3月・平成23年12月・一部改正)

(保険料その他の納付金に係る負担金)

- 第4条 規約別表第2に規定する保険料その他の納付金に係る負担金は,市町村が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第99条第1項及び第2項の規定により特別会計に繰り入れた繰入金並びに法第4章の規定により徴収した保険料及び徴収金を納入するものとする。
- 2 市町村は,前項の負担金を納入したときは,直ちに広域連合に払込通知書(様式 第4号)を送付するものとする。

(平成21年3月・一部改正)

(特別徴収の保険料に係る負担金の納入)

- 第5条 前条第1項の負担金のうち特別徴収の保険料に係る負担金(以下「特別徴収 負担金」という。)は年金保険者から市町村に保険料が納付されたときに納入する ものとし,納入する金額は当該年金保険者から納付された保険料の額とする。
- 2 特別徴収負担金の納期限は,年金保険者から保険料が納付された月の24日とする。
- 3 第2条第4項の規定は,前項の納期限について準用する。

(普通徴収の保険料等に係る負担金の納入)

- 第6条 第4条第1項の負担金のうち普通徴収の保険料及び徴収金に係る負担金(以下「普通徴収等負担金」という。)は毎月納入するものとし,納入する金額は市町村が前月に徴収した保険料及び徴収金の額とする。
- 2 普通徴収等負担金の納期限は,毎月24日とする。
- 3 第2条第4項の規定は,前項の納期限について準用する。

(平成22年3月・一部改正)

(繰入金に係る負担金の納入)

- 第7条 第4条第1項の負担金のうち繰入金に係る負担金(以下「繰入金負担金」という。)は法第99条第3項の規定により宮城県から負担金が交付されたときに納入するものとし、納入する金額は同条第1項及び第2項の規定による市町村の繰入金の額とする。
- 2 繰入金負担金の納期限は,法第99条第3項の規定による負担金が交付された日から起算して3週間後の日とする。
- 3 第2条第4項の規定は,前項の納期限について準用する。

附 則

この規則は,平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第4号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月24日規則第3号)

この規則は,平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月27日規則第3号)

この規則は,平成24年3月25日から施行する。

第 号

平成 年 月 日

市町村長 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長印

宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金納入通知書

下記の負担金について,納期限までに納入してください。

記

年 度	
負担金の区分	
歳入科目	
納入金額	
納 期 限	
納入方法	
納入場所	
備考	

様式第2号(第3条関係)

(平成21年3月・追加)

第 号

平成 年 月 日

市町村長 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長印

宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金(医療給付費負担金)精算通知書

下記の負担金について、納期限までに納入してください。

記

年 度	
負担金の区分	
歳入科目	
納入金額	
納 期 限	
納入方法	
納入場所	
備考	

様式第3号(第3条関係)

(平成21年3月・追加)

第 号

平成 年 月 日

市町村長 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合長印

宫城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金(医療給付費負担金)返還通知書

下記の負担金について,返還します。

記

年 度	
負担金の区分	
返 還 金 額	
返 還 日	
返 還 方 法	
返 還 場 所	
備考	

様式第4号(第4条関係)

(平成21年3月・旧様式第2号繰下・一部改正)

第号平成年月日

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

市町村長印

後期高齢者医療保険料特別会計繰入金払込通知書似金

年 月収入(年度歳入)分を下記のとおり払い込んだので通知します。

区分		本	料	延滞金	軽減分		計	払込年月日
今回払込額	現年							
	滞繰							

保険料払込額算定の内訳

月 日現在 保険料等収入済客					特別徴収相当額		普通徴収相当額		未収入額	/#.±z
区分			本月分	累計	本月分	累計	本月分	累計	(4・5月 末のみ)	備考
現年度分		本料								
		延滞金								
	平成年度以	本料								
	降に課した保	延滞金								
	険料の 徴収金									
滞納繰越分	に係る もの									
	平成 年度以	本料								
	降 に 課 し た 保	延滞金								
	険料の 徴収金									
	に係る もの									